

福知山市持続可能なエネルギー・環境共創プラットフォーム準備会規約

(名称)

第1条 本準備会は、「福知山市持続可能なエネルギー・環境共創プラットフォーム準備会
(以下「本会」という)」と称する。

(目的)

第2条 本会は、福知山市エネルギー・環境基本計画を推進するための「(仮称) 持続可能なまちづくりに関するプラットフォーム」の設立を見据え、以下の各号を目的とする。

- (1) 市民一人ひとりが持続可能なまちづくりの担い手として、ともに育み、ともに育つまちをめざすこと。
- (2) 豊かな自然や地域資源を守り、生かし、次世代につないでいくまちをめざすこと。
- (3) ゼロカーボン時代への変化を先取りし、地域産業の発展に貢献できるまちをめざすこと。
- (4) 持続可能な生活を支える基盤の整ったまちをめざすこと。

(活動内容)

第3条 本会は前条の目的達成に向け、次の各取組の全部又は一部を推進するために意見交換を行い、具体的な事業内容を検討する。

- (1) 持続可能なまちの担い手づくりに関する取組
- (2) 持続可能なまちづくりパートナーシップの推進に関する取組
- (3) 自然と共生する地域空間の形成に関する取組
- (4) 地域資源を生かした持続可能なまちづくりに関する取組
- (5) 市民・事業者・市(行政)が協働する持続可能な循環システムの構築に関する取組
- (6) 防災・減災、災害対策、適応復興の強化に関する取組
- (7) 地域経済を支える脱炭素型産業の振興に関する取組
- (8) ゼロカーボン商業・サービス業の活性化に関する取組
- (9) 脱炭素型農林業の推進に関する取組
- (10) 公共施設における脱炭素化の推進に関する取組
- (11) 持続可能な交通インフラの整備に関する取組
- (12) 安心安全で豊かさを実感できる生活基盤の確立に関する取組
- (13) 夜久野地域での事業を核とした脱炭素先行地域づくりに関する取組
- (14) カーボンクレジット等その他目的を達成するために必要な取組

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条に賛同し、前条に規定する活動内容に主体的に参画する意思がある事業者及び団体または市民等とする。

- 2 会員として入会できる者は原則、市内に事業所等を有する事業者及び団体又は市民等とする。ただし、会員等による協議により、市内に事業所等を有する事業者及び団体又は

市民等以外についても入会を認める場合がある。

- 3 会員として入会しようとする者は、第3条に掲げる取組を行う意思があることを別紙1にて申し出て、事務局の承認を得なければならない。
- 4 本会を退会する場合は、別紙2にて申し出なければならない。なお、会員である事業者又は団体が解散したときは、退会したものとみなす。
- 5 会費は無料とし、本会から会員への活動費も支給しない。

(事務局)

第5条 事務局は、以下の各号の事務を行う。

- (1) 会員および会員相互の連絡調整
- (2) 本会における対外的な情報発信にかかる各種事務
- (3) 会議招集等の運営にかかる各種事務

2 事務局は、福知山市産業政策部エネルギー・環境戦略課に置く。

(秘密保持)

第6条 本会において知り得た相手方の業務上の秘密（以下「秘密情報」という。）を本会の目的以外に使用せず、第三者に漏らさないことを約すること。なお、退会以降も本条は有効とする。

(その他)

第7条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 本規約は、令和6年4月12日から施行する。